

第2次和水町まちづくり総合計画

後期基本計画

～笑顔輝き 魅力あふれる和水町～

令和5年3月

熊本県 和水町



第2次和水町まちづくり総合計画 後期計画の策定にあたって

—和水町長あいさつ—

平成18年に旧菊水町と旧三加和町の合併により、和水町が誕生し、本年度で18年目を迎えています。本町は、一級河川である菊池川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、また、国指定史跡の江田船山古墳や田中城跡等、数多くの歴史的文化遺産を有しており、古代・中世の時代から歴史を積み重ねています。

そのような歴史に相応しい未来を目指し、本町では、平成30年に町政運営の基本となる、第2次和水町まちづくり総合計画を策定し、「笑顔輝き 魅力あふれる和水町」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでまいりました。

この間の本町を取り巻く状況は、他の多くの自治体と同様に社会潮流や世界情勢の影響を受けながらも、大河ドラマ「いだてん～オリンピック噺～」の放映期間中には、主人公となった日本マラソンの父である金栗四三氏の生誕の地として注目を浴び、全国各地より多くのお客様が来町され賑わいを見せました。

しかしながら、その後に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、地域経済や町民の生活に多大な影響を及ぼし、これまでの日常は一変しています。

このような近年の社会潮流や世界情勢を踏まえ、各種施策等の見直しを図りながら、引き続き本町の将来像である「笑顔輝き 魅力あふれる和水町」の実現を目指し、「第2次和水町まちづくり総合計画後期基本計画」を策定しました。

今後は、本計画を基に将来像の実現に向けて、町民の皆様とともに、住み続けたいまちづくりに邁進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、多大なご尽力をいただきました和水町振興計画審議会の皆様をはじめ、パブリックコメント等にご協力をいただいた町民の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き町政に対するご支援・ご協力をお願い申し上げます。



令和5年3月
和水町長 石原 佳幸

目次

はじめに.....	1
第1章. 総合計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の目的及び期間	2
2. 計画の構成.....	3
3. 計画の位置づけ	3
第2章. 和水町を取り巻く情勢	4
1. 和水町の特性	4
2. まちづくりに対する住民意識	8
3. 人口の見直しと目標人口	10
4. 近年の世の中の動き	12
5. まちづくりの主要テーマ	14
後期基本計画	17
基本目標1 安心・安全に暮らせるまち【安心・安全・地域連携】	20
基本施策① 高齢者・障がい者福祉の推進	22
基本施策② 子育て支援・児童福祉の推進	24
基本施策③ 医療・保健の充実	26
基本施策④ 消防・防災、防犯、交通安全の推進	28
基本目標2 住みたくなる魅力のあるまち【移住定住・町の魅力づくり】	30
基本施策① 移住・定住の促進	32
基本施策② 住環境整備の促進	34
基本施策③ 和水のプロモーション・魅力PR・情報発信	36
基本目標3 活気あふれる個性豊かなまち【農林水産業、商工業振興・企業誘致・雇用創出】	38
基本施策① 農林水産業の振興	40
基本施策② 商工業・新産業の振興	42
基本施策③ 観光の振興	44
基本目標4 未来を担う人が育つまち【文化教育・人材育成】	46
基本施策① 生きる力の育成と教育環境の充実	48
基本施策② 特色ある教育の推進	50
基本施策③ 生涯学習、生涯スポーツの推進	52
基本施策④ 歴史・文化の継承	54

基本目標 5 便利な生活と豊かな自然が共存するまち【生活基盤】 56

基本施策① 道路網の充実、維持	58
基本施策② 上下水道の整備、維持	60
基本施策③ 情報通信網の充実	62
基本施策④ 自然環境・生活環境の保全	64
基本施策⑤ 公共交通の充実	66

基本目標 6 地域と共に歩む「協働」のまち【協働・行財政運営】 68

基本施策① 協働のまちづくりの推進	70
基本施策② 自立した地域運営と地域コミュニティの維持	72
基本施策③ 公共施設マネジメントの推進	74
基本施策④ 行財政改革の推進	76

基本構想 79

第 1 章. 和水町のまちづくりが目指すもの	80
1. 本町のまちづくりの方向性	80
2. 町の将来像	82
第 2 章. 将来像を実現するための基本目標	83
第 3 章. 施策の体系	89

資料編 91

後期基本計画の施策とSDGsとの対応	92
計画策定の経緯	94
和水町振興計画審議会 条例	95
和水町振興計画審議会 委員名簿	97
用語解説	98



第2次和水町まちづくり総合計画

はじめに



第1章. 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的及び期間

本町では平成30(2018)年度に策定した「第2次和水町まちづくり総合計画」に基づき、『笑顔輝き 魅力あふれる和水町』を将来像として掲げたまちづくりを進めています。第2次和水町まちづくり総合計画では基本構想と基本計画の2つが計画されており、基本構想は8年間、基本計画は前期計画と後期計画それぞれ4年間で計画期間としています。

平成30(2018)年度から、前期基本計画に位置づけた基本施策に基づいて各種施策を推進してきましたが、令和3(2021)年度に前期基本計画の最終年度を迎えたことから、近年の社会潮流の変化、町の現状に則した後期基本計画(以下、本計画)を策定します。

本計画では、基本構想で示した町の基本理念、将来像、基本目標を踏まえ、前期計画からバトンを受け継いで、近年の社会動向に応じた見直しを行った上で、今後4年間で取り組むべき主要施策や数値目標を掲げます。

本計画では、計画期間を令和4(2022)年度から令和7(2025)年度とし、基本構想で定めた将来像『笑顔輝き 魅力あふれる和水町』に向けたラストスパートのための各種施策を位置づけます。

計画	前期計画				後期計画			
年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
基本構想	基本構想 8年間							
基本計画	前期基本計画 4年間				後期基本計画 4年間			

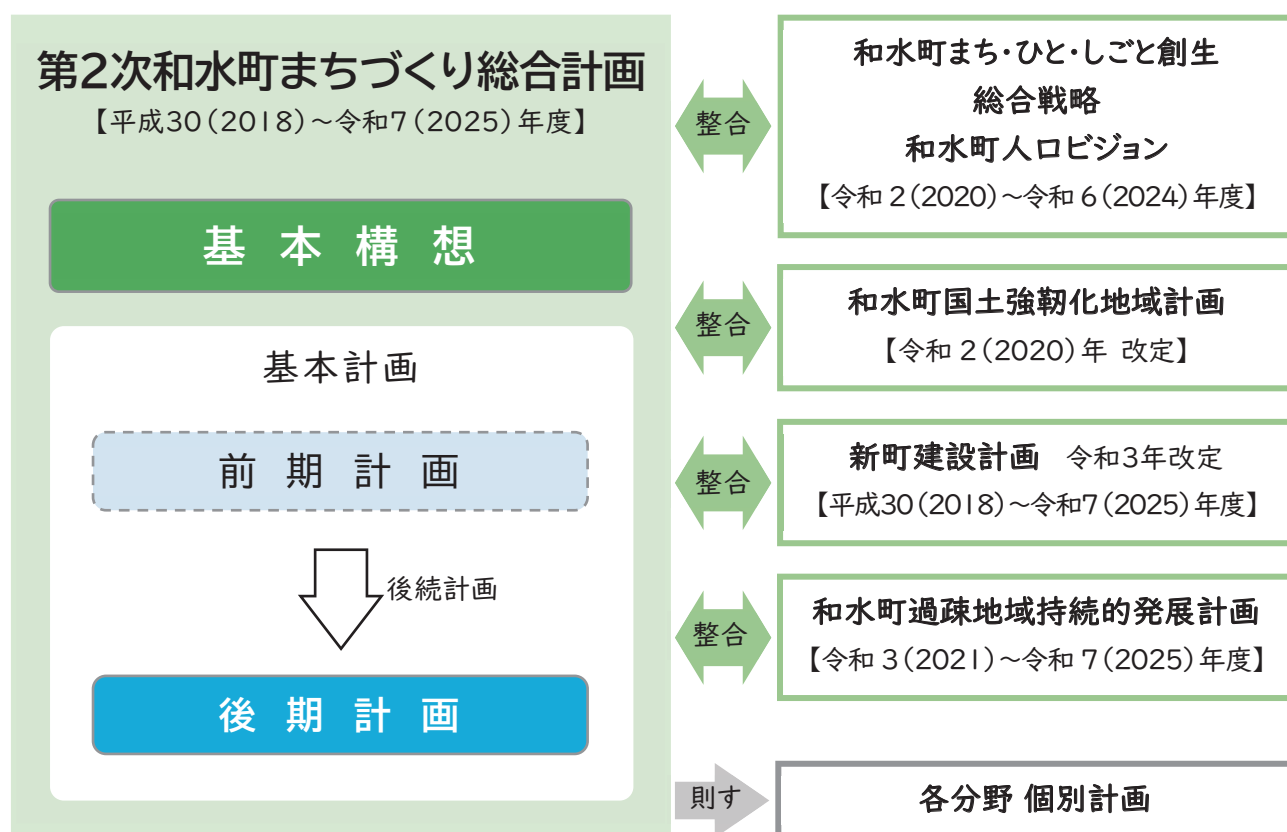
2. 計画の構成

第2次和水町まちづくり総合計画後期基本計画は、前期基本計画で掲げた「基本構想」の達成に向けて後半4年間で実施する「基本計画（後期基本計画）」を位置づけます。「基本構想」では、本町の現状と特性を踏まえた上で、町の基本理念、将来像及び基本目標を示しています。「基本計画」では、「基本構想」で示した基本目標に基づき、後期計画4年間に重点的に取り組む主要施策について数値目標等を掲げながら策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、前期計画の後続計画であり、その成果や課題を踏まえた上で、計画の内容へ反映します。

また、令和元（2019）年度に策定した、「和水町人口ビジョン」、「第2期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、町の総合的な計画指針として位置づけます。



第2章. 和水町を取り巻く情勢

1. 和水町の特徴

(1) 町の概要

【町の沿革・町章】

本町は、平成18(2006)年3月1日に、旧菊水町と旧三加和町が合併して誕生しました。

町章は、「和(緑)」と「水(水色)」で豊かな自然の本町を象徴的に表現しており、水色は清流、緑は大地で、「自然に恵まれた和水町」をイメージしています。

町章



【和水町町民憲章】

和水町町民憲章

平成23年9月30日
告示第47号

わたしたちは、美しい自然と先人達が築いてきた歴史を受け継いできました。
夢と希望をもち、自らの行動であしたへ進み、互いに和みあうまちとなることを願い、
この憲章を定めます。

- 1 恵まれた自然に感謝し 環境にやさしい 住みよいまちをつくります
- 1 ふれあいを大切にし 互いに支えあい 心豊かなまちをつくります
- 1 働く喜びと誇りをもち たくましく 活気に満ちたまちをつくります
- 1 歴史と文化を尊び 創造する力を育み 魅力あるまちをつくります
- 1 笑顔と挨拶で 明るい未来をひらく 夢あふれるまちをつくります

【町の花:ひまわり】

ひまわり(向日葵)の由来は、太陽の動きにつれてその方向を追うように花が回るといわれたことから、英名ではサンフラワーともいわれます。

太陽に向かって真っ直ぐに伸びる姿は、明るく元気なイメージがあります。町内でもよく見かけ、誰もが知っており、本町にふさわしい花です。

【町の木:桜】

日本人に古くから親しまれており、桜の開花予想図の「桜前線」は広く知られているところです。町内の多くの場所で見ることができ、町の自然環境になじみが深いものです。桜の花は美しく、見る人を和ませ、町名にも合っており、喜びや希望を感じさせ、シンボルとしてふさわしい木です。

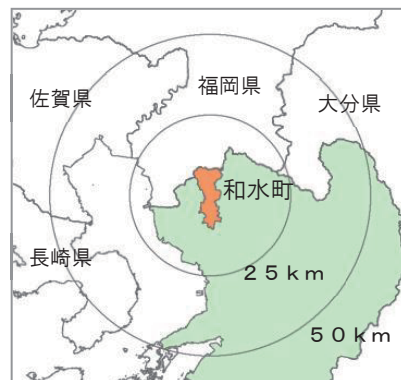
【町の鳥：うぐいす】

平地にて鳴き始める季節が早春であることから「春告鳥（はるつげとり）」の別名があります。春になると町内でもよく鳴き声（ホーホケキョ）が聞こえてきます。きれいな鳴き声に心が癒され、自然豊かな本町にふさわしい鳥です。

【位置・地勢】

本町は、熊本県北西部の福岡県県境に位置し、北は福岡県八女市、東は山鹿市、南は玉名市、玉東町、西は南関町と接しています。町の総面積は98.78km²で、東西約9km、南北約19kmの南北に長い町です。

また、本町は九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、福岡都市圏まで高速道路利用で60分、JR九州新幹線新玉名駅を利用して35分という交通の便に恵まれています。



本町には、県内4大河川の一つである菊池川が町の東部から南部に流れており、また平野部には美しい農村景観、山間部には豊かな森林があります。

また、本町には国指定史跡の江田船山古墳や田中城跡等、数多くの歴史的文化遺産があり、古代・中世の時代から様々な歴史を積み重ねてきた地です。

町の花「ひまわり」や、町の木「桜」、町の鳥「うぐいす」等が公園や学校等、町内各所に見られ、多くの町民に愛され、親しまれています。

【土地利用】

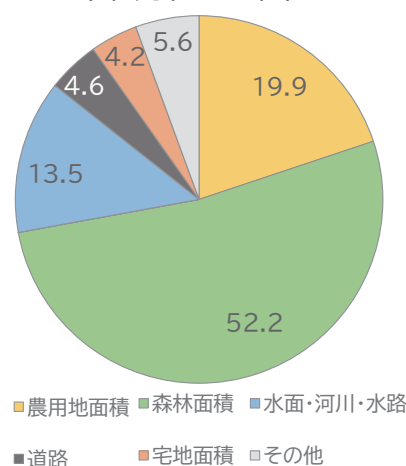
土地総面積の約72%が森林と農用地になっており、多様な生態系を保護する山林や、河川流域に広がる生産緑地※等の水と緑が豊富な地域です。

土地利用の推移【ha】

	平成11 (1999)年	平成16 (2004)年	平成21 (2009)年	平成25 (2013)年	令和元 (2019)年
総面積	9,875	9,875	9,875	9,875	9,878
農用地面積	2,195	2,115	2,080	2,030	1,963
森林面積	5,181	5,163	5,156	5,155	5,161
原野等	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	1,287	1,336	1,350	1,338	1,337
道路	408	422	439	437	451
宅地面積	390	397	406	421	413
その他	415	442	443	494	553

資料：熊本県統計年鑑

土地利用割合【%】
令和元(2019)年



※生産緑地：都市部に残存する農地のこと。また、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、生産緑地の計画的な保全を図ることを目的とした制度を生産緑地制度という。



(2) 人口

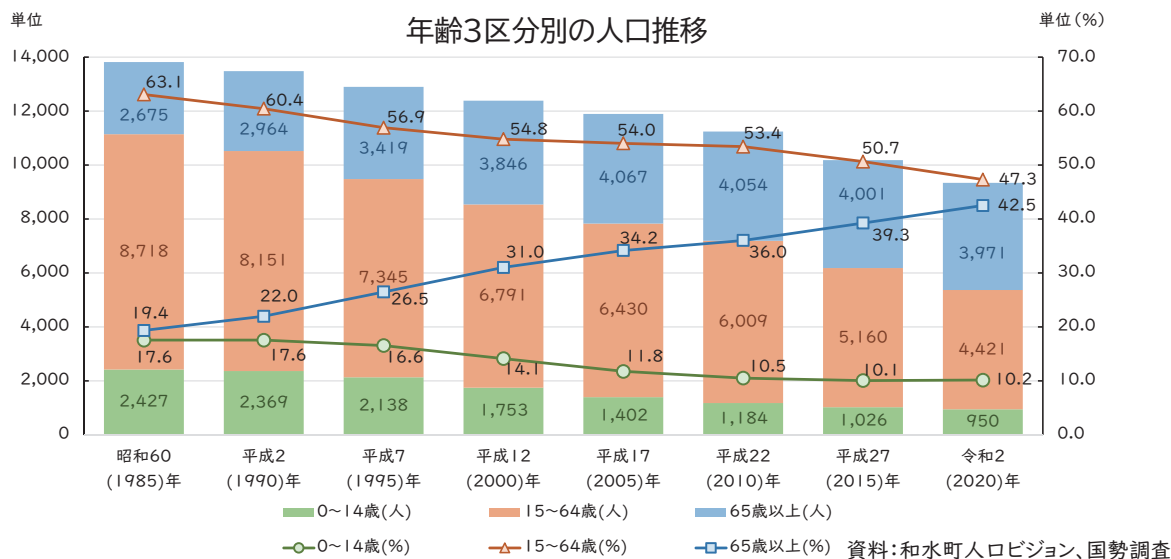
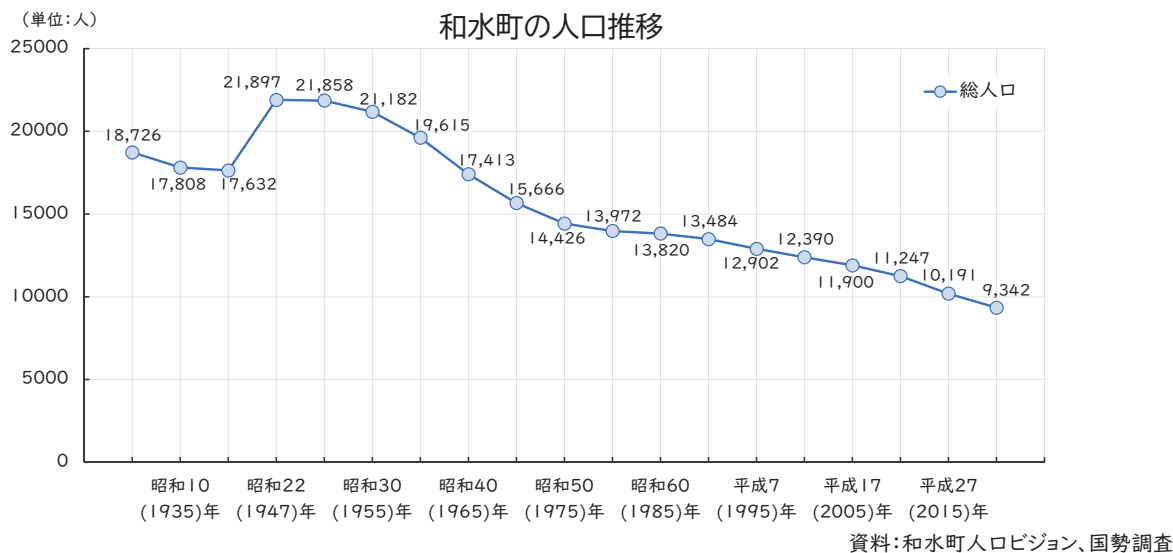
今後、大幅に人口が減少していくとともに、少子高齢化が顕著となる

本町の人口は、昭和22(1947)年に第1次ベビーブーム等により21,897人とピークを迎えました。その後、昭和30(1955)年頃まではほぼ横ばいに推移していましたが、昭和35(1960)年から昭和45(1970)年にかけて、高度経済成長期による都市部への流出等により大きく減少しました。昭和45(1970)年以降は、人口減少のペースは緩やかになったものの、依然として人口減少は続き、令和2(2020)年国勢調査では9,342人まで減少しています。

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口(0～14歳)の割合は、昭和60(1985)年の17.6%から令和2(2020)年には10.2%と、4割以上減少しています。

生産年齢人口(15～64歳)においても、昭和60(1985)年の63.1%から令和2(2020)年には47.3%と、2割以上減少しています。

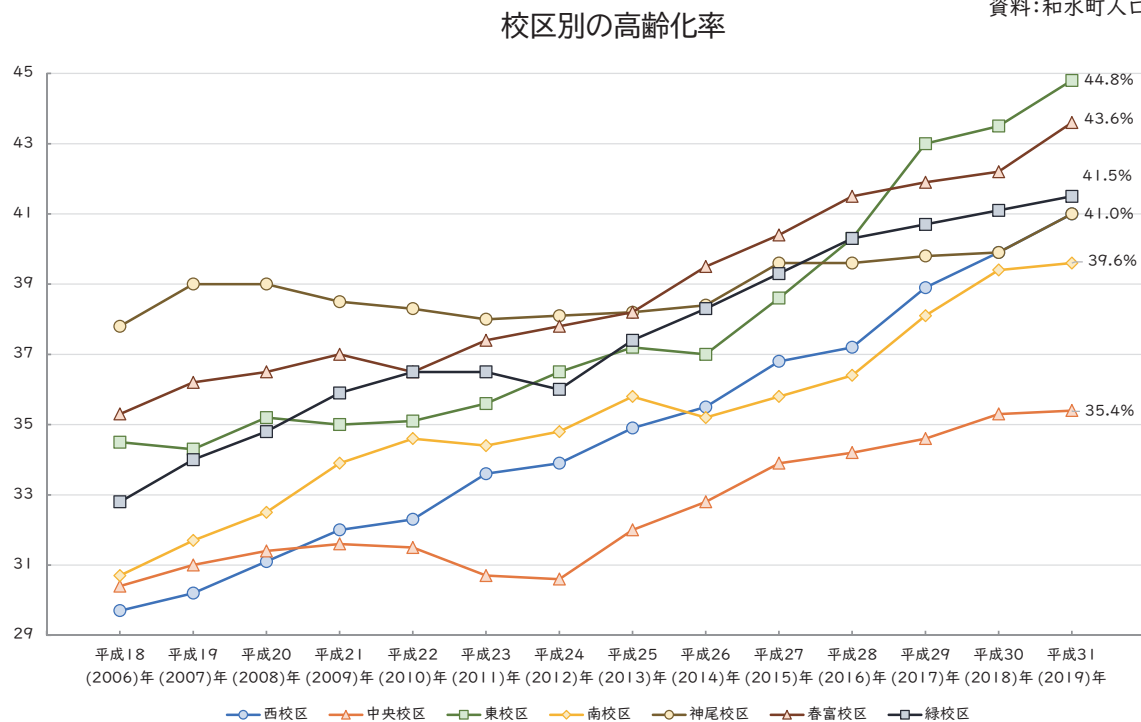
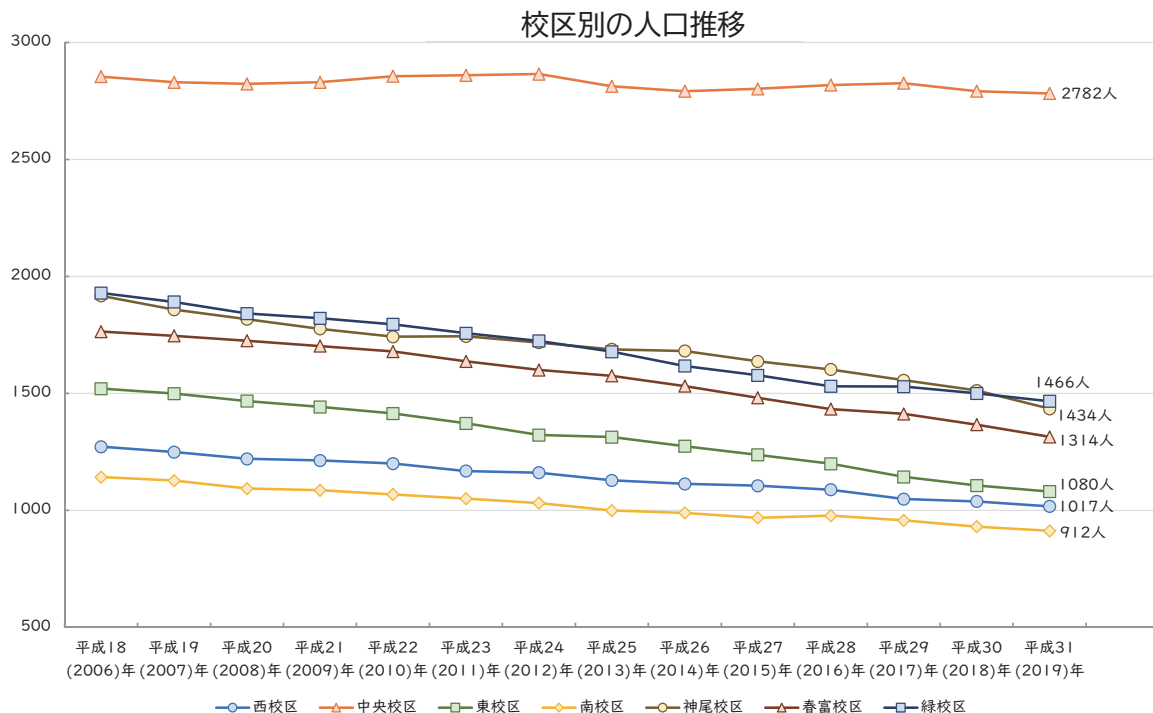
一方で、老年人口(65歳以上)は、昭和60(1985)年の19.4%から令和2(2020)年には42.5%と2倍以上となっており、少子高齢化が深刻となっていることが伺えます。



(3) 地区別の人口推移

ほぼ全ての地域において人口減少・高齢化傾向が高まっている

校区ごとの人口推移をみると、中央校区はほぼ横ばいで推移していますが、その他校区では減少傾向で推移しています。また、高齢化率をみると、平成30(2018)年以降では、全ての校区で35%を超えており、平成24(2012)年以降全ての校区で高齢化傾向がより高まっています。



資料: 和水町人口ビジョン



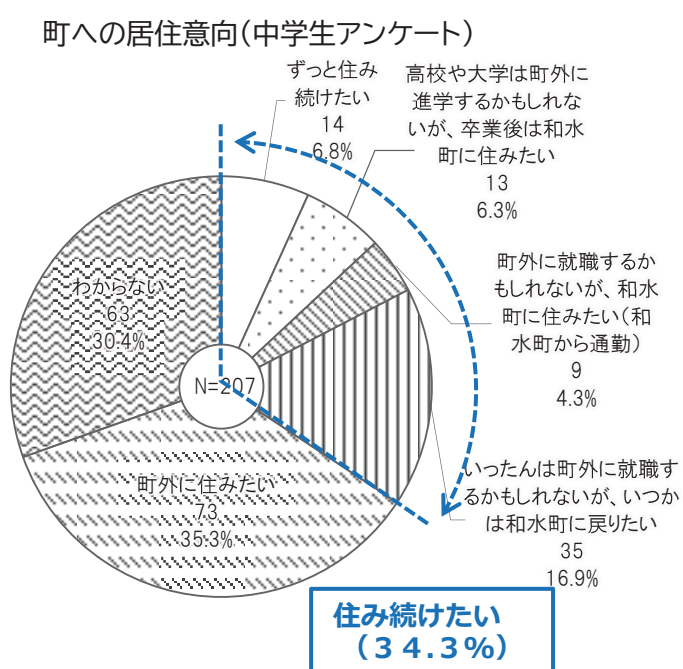
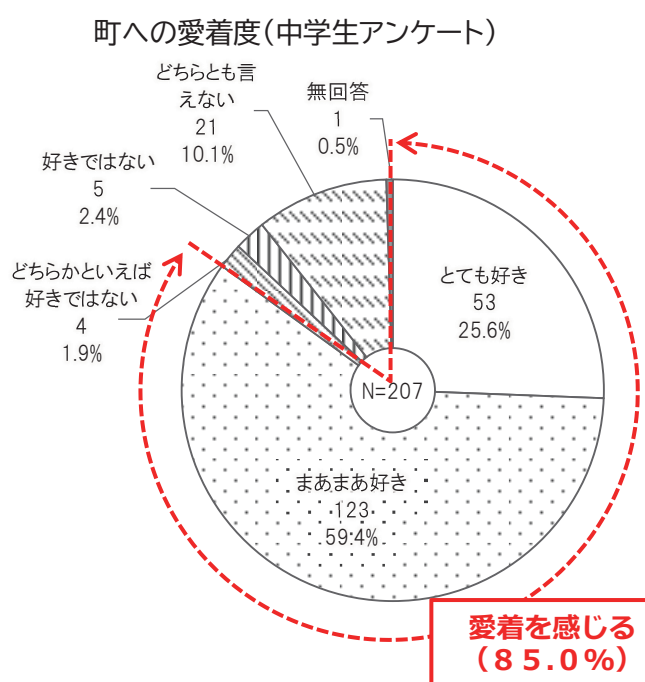
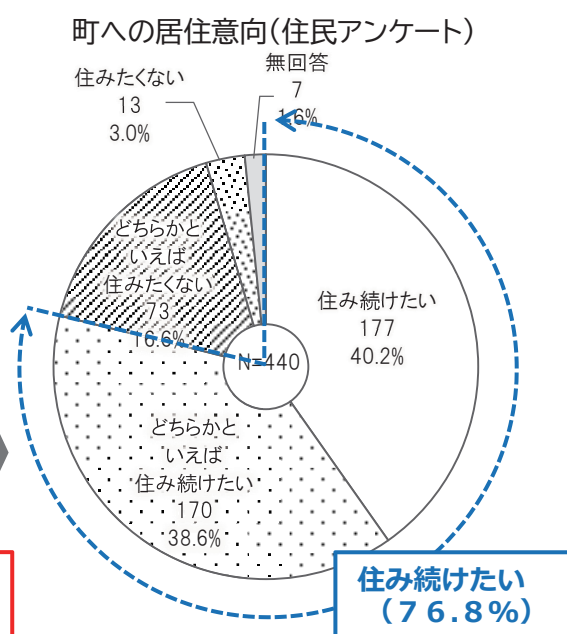
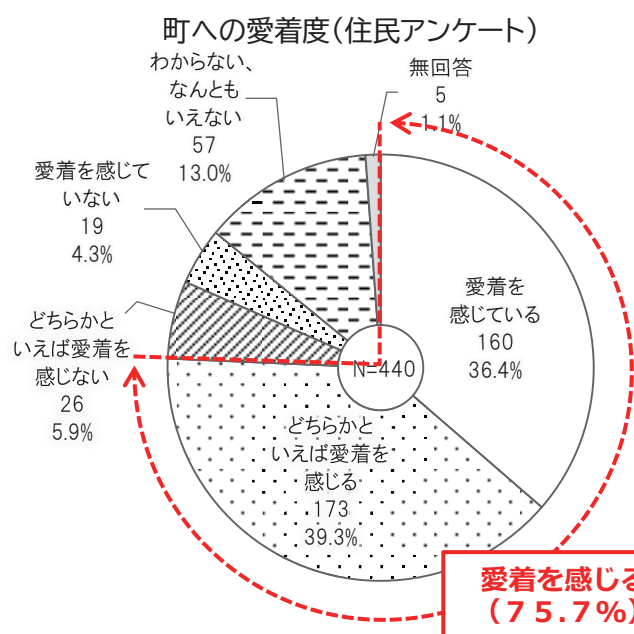
2. まちづくりに対する住民意識

(1) 町への愛着度・居留意向

今後の本町を担う若者において、本町への居留意向が低い

前期計画策定時の住民アンケート(16歳以上の住民を対象)によれば、町への愛着を感じている方が約8割近くに達しており、居留意向に関しても約8割の方が今後も本町に住み続けたいと回答しています。

一方で、中学生アンケート(菊水中学校・三加和中学校の中学1~3年生を対象)によれば、町への愛着を感じている方が約9割近くに達しているものの、居留意向に関しては、今後町に住み続けたいと回答した方は約4割程度にとどまり、同じく約4割程度が町外への居住を希望しています。

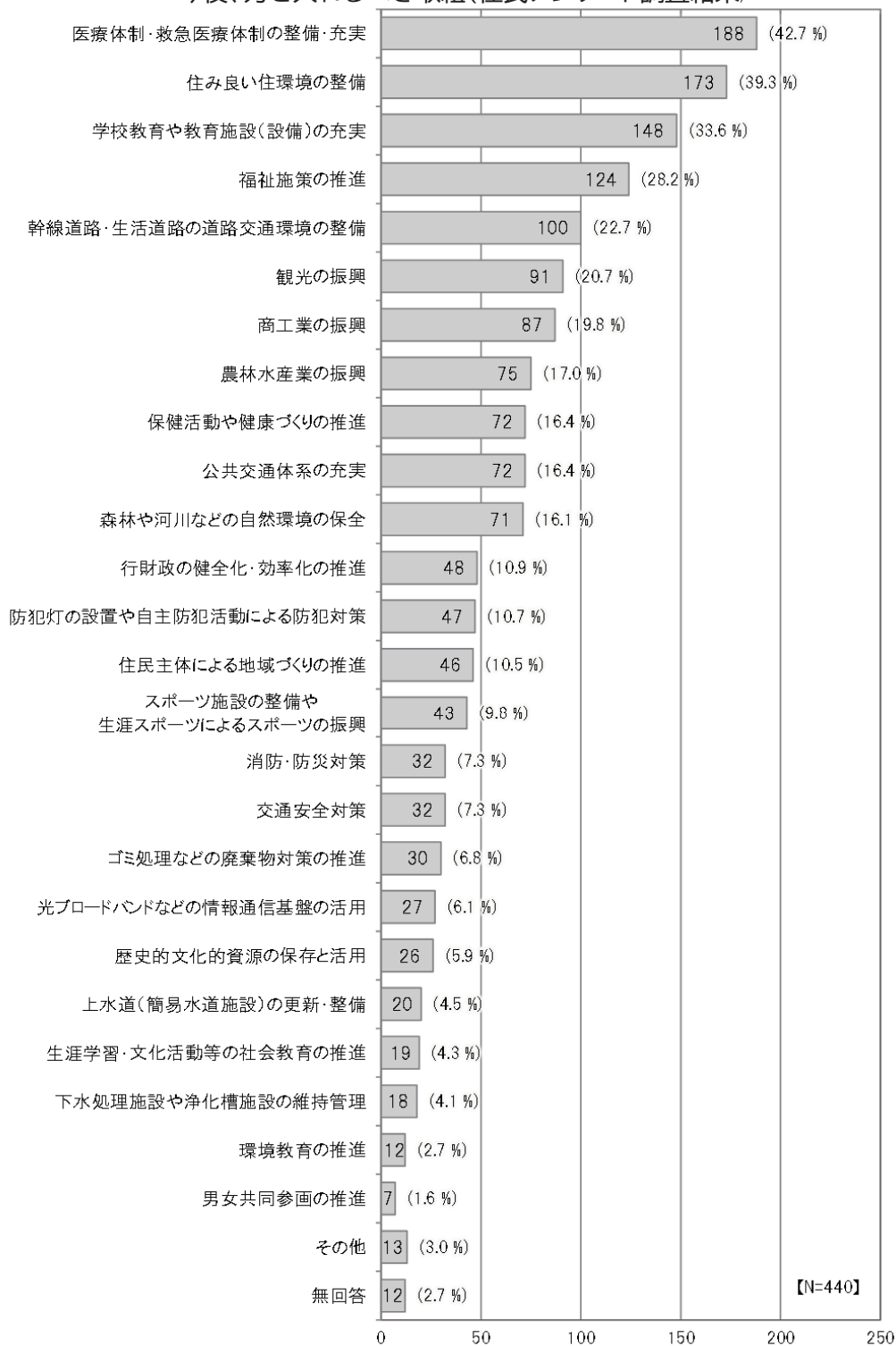


(2) 今後、力を入れるべきまちづくり

医療・福祉や住環境、教育、安心・安全な環境づくりが求められている

住民アンケートによれば、今後、力を入れるべきまちづくりについて、「医療体制・救急医療体制の整備・充実」が42.7%で最も多くなっています。次いで、「住み良い住環境の整備(39.3%)」、「学校教育や教育施設(設備)の充実(33.6%)」、「福祉施策の推進(28.2%)」となっています。

今後、力を入れるべき取組(住民アンケート調査結果)



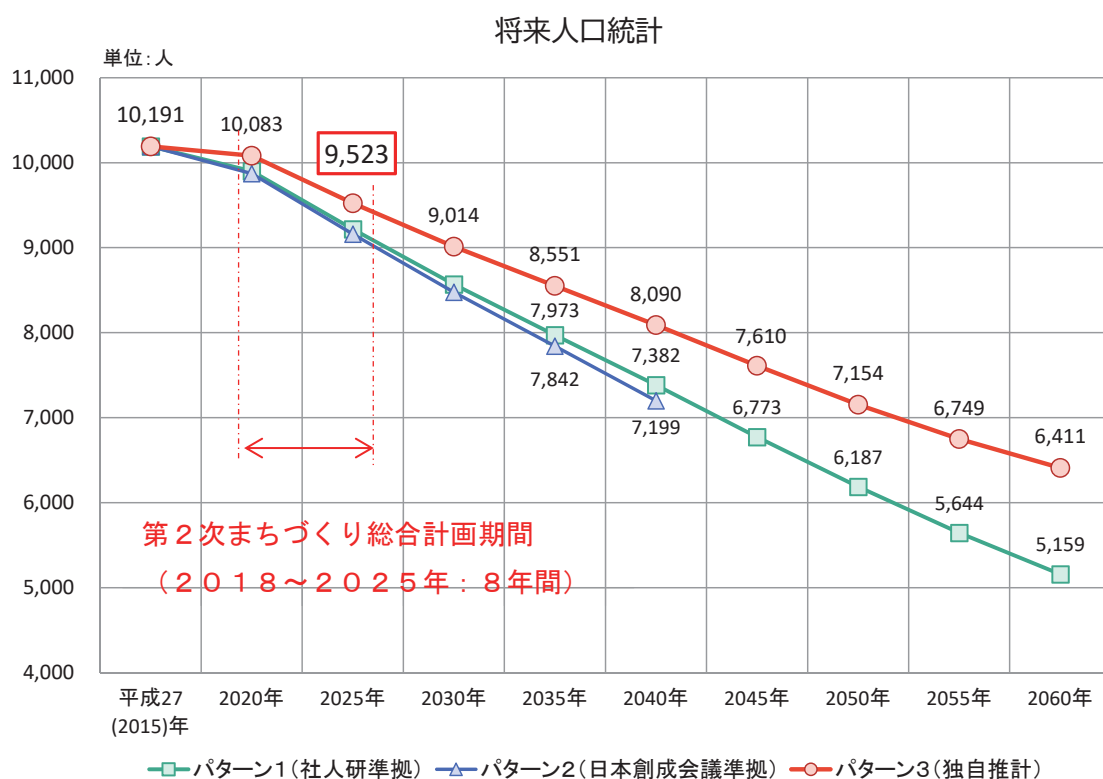
3. 人口の見直しと目標人口

(1) 総人口の目標

今後、より大幅な人口減少社会を迎えるが、人口減少抑制に向けた多角的なまちづくりへの取組が求められる

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成25(2013)年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」の推計に準拠した国提供の人口推計によると、本町の人口は今後も減少し続け、およそ50年後の2060年には人口が半減すると予想されています。

本町が設定した独自推計では、移住・定住環境整備の促進、福祉・教育・文化活動、交流事業の充実等を図ることにより、合計特殊出生率を2020年には1.87、2030年には2.00に改善すると、本計画の計画期間の最終年である2025年の人口は9,523人になると推計しており、この人口を本計画の目標人口として設定します。



資料: 国勢調査・人口推計用ワークシート(国提供)

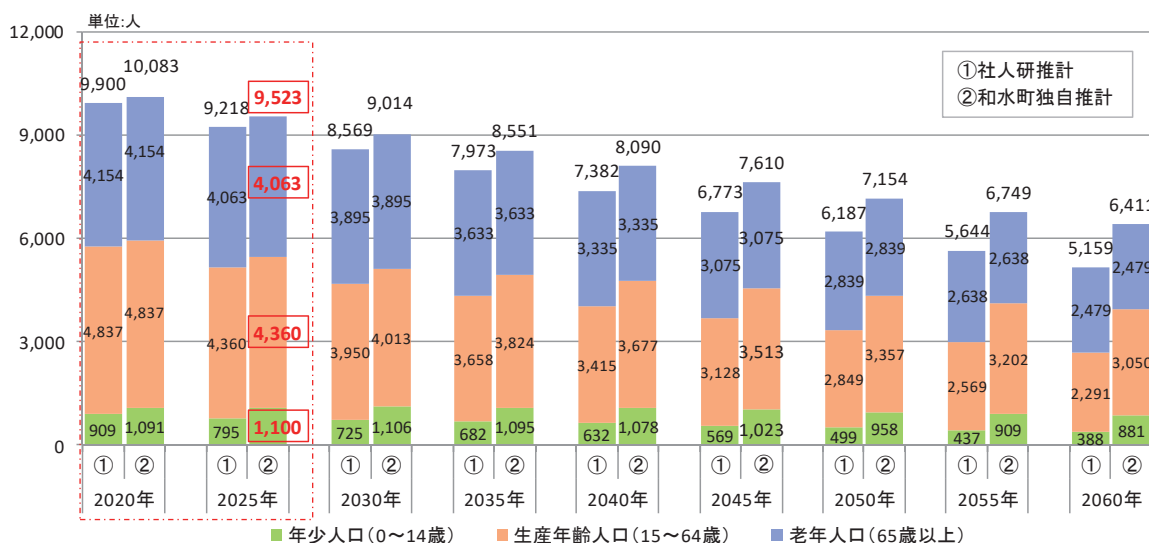
(2) 年齢別人口の目標

まちづくりを担う若者(年少・生産年齢人口)の減少が顕著になる

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成25(2013)年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」の推計に準拠した国提供の年齢別人口推計によると、2020年には年少人口比率が全体人口の1割を切り、2045年には年少人口が8.4%まで減少し、一方で老年人口比率は45.4%まで上昇し、2.2人に1人が65歳以上になると予想されています。

本町が設定した独自推計では、合計特殊出生率が2020年には1.87、2030年には2.00に改善されると、本計画の計画期間の最終年である2025年の年少人口比率は11.5%、老年人口比率は42.7%になると推計しており、年少人口比率を1割以上に維持することを年齢別人口の目標として設定します。

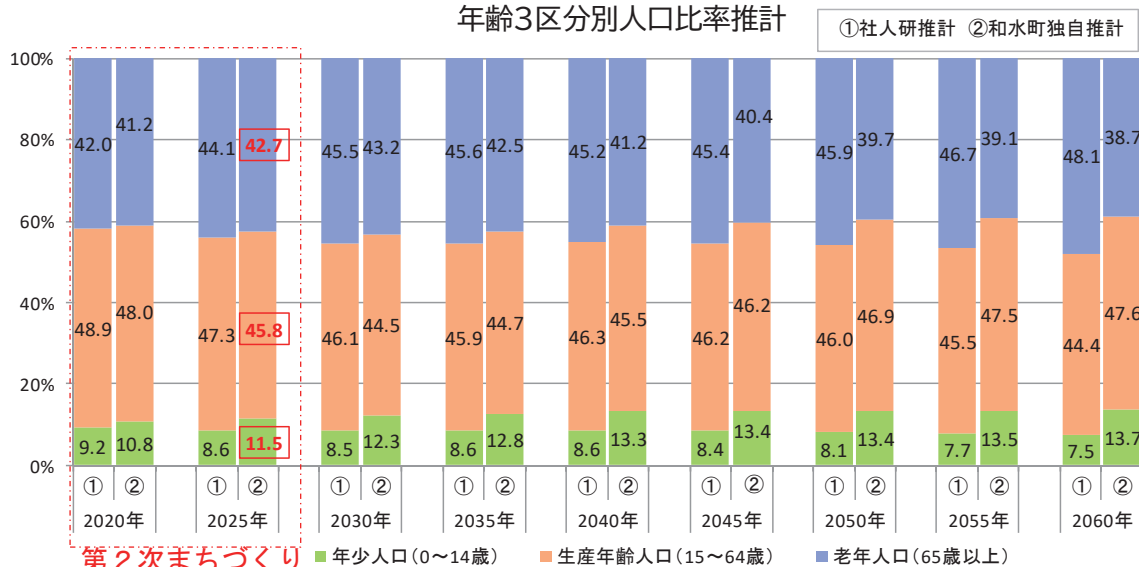
年齢3区分別人口推計



第2次まちづくり
総合計画期間

資料: 国勢調査・人口推計用ワークシート(国提供)

年齢3区分別人口比率推計



第2次まちづくり
総合計画期間

資料: 国勢調査・人口推計用ワークシート(国提供)



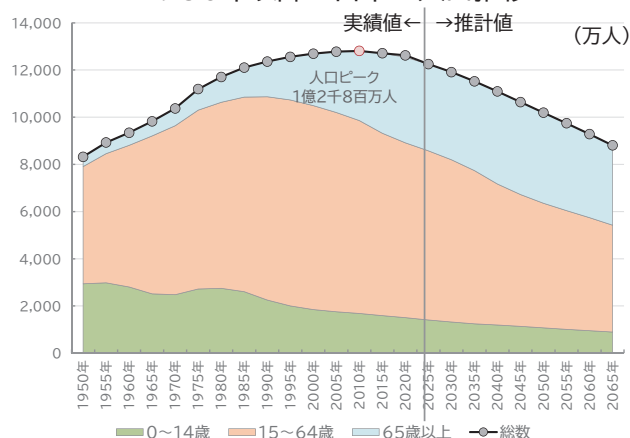
4. 近年の世の中の動き

①人口減少・少子高齢化社会の進展

日本の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少傾向にあり、令和2(2020)年現在では1億2,614万6千人となっています。人口構成においては、65歳以上の割合が増加し、15歳未満の割合が減少していることから、少子高齢化が進むことで、社会福祉費の増加や医療・介護サービスの急激な需要増加が懸念されています。

医療・介護分野だけでなく、社会活動の参加を促す取組や就労支援等、高齢者が元気に暮らせるような社会をつくることが求められています。

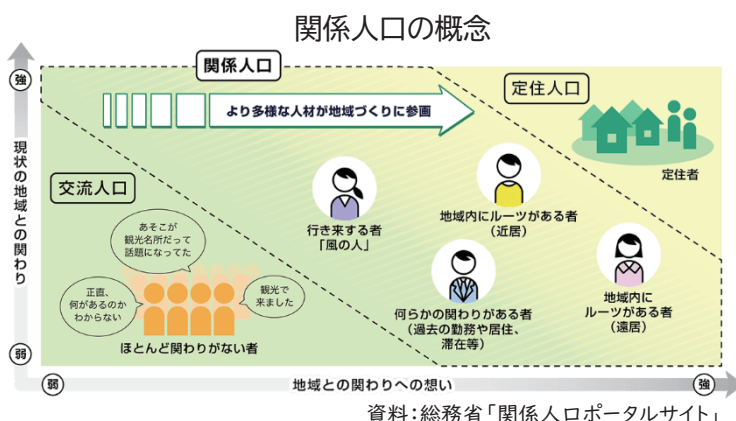
1950年以降の日本の人口推移



資料：国勢調査/社人研推計

②地域コミュニティの機能の低下

人口減少等の社会構造の変化に伴い、都市部では地域活動への参加者が減少しており、地方では人口減少に伴った地域の活力低下等が懸念されています。町民一人一人の生きがいや暮らしを守るうえでは、住民団体の活動支援や、コミュニティ拠点の整備、移住定住促進、「関係人口※」の創出等の取組を行いながら地域コミュニティの維持・形成が必要です。



③安心・安全意識の高まり

東日本大震災や熊本地震をはじめ、度重なる豪雨災害等、想定を上回る規模の自然災害が各地で発生しており、防災・減災の必要性が年々増えています。そのような大規模化する自然災害に対し、インフラ整備等のハード対策のみならず、防災情報発信等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策による「強さとしなやかさ」を備えた社会を構築するための取組が全国的に行われています。

頻発する災害



写真：内閣官房HP

※関係人口：「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

④持続可能な社会づくりに向けた取組の機運の高まり

平成27(2015)年9月の国連サミットにて、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。SDGsは17のゴールと169のターゲットからなる2030年までに達成すべき国際目標として掲げられており、多分野において達成に向けた取組が求められています。

また、地球温暖化対策として日本では2050年カーボンニュートラル※を目標としており、その達成のために再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化、森林整備等の取組が進められています。

持続可能な開発目標(SDGs)



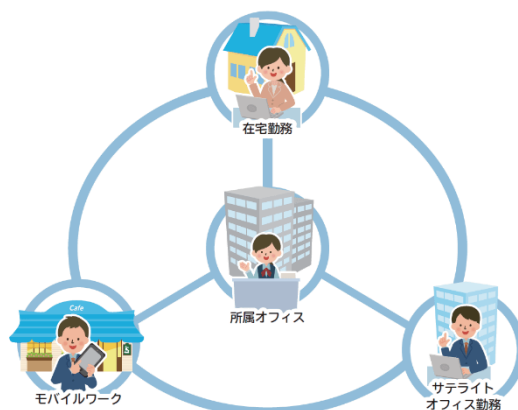
資料:国連広報センター

⑤ライフスタイルの多様化

時代の変化に伴い、個人個人の価値観・生き方は多様化しています。そのような中で、国民一人一人の生きがいや幸福を高め「ウェルビーイング※」を向上するために、仕事と生活の調和(ワークライフバランス※)の実現を目指す取組等が行われています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は日本の経済・社会をはじめ、国民の生活にも大きな影響を与えました。そのような中で急速に普及したものの一つにテレワークがあります。ポストコロナ時代においてはテレワークによって、都心から離れた地方で仕事を行う「ワーケーション」等新しい形態の働き方が注目されています。

テレワークの形態



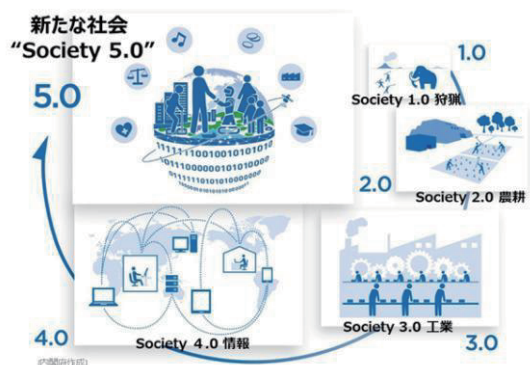
資料:テレワークで始める働き方改革(厚生労働省)

⑥目まぐるしい技術革新

近年、AI※による自動運転、テレワーク、書面のデジタル化、スマート農業等、あらゆる面で、新技術の開発が行われています。政府は、これまでの狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、目指すべき未来社会の姿として「Society5.0※」を提唱しています。

そのような中で、自治体としては、従来の制度や組織のあり方をデジタル化に適應させていくDX※の推進が求められています。

これまでの社会とSociety 5.0



資料:内閣府

※カーボンニュートラル:二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

※ウェルビーイング:個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念であり、OECDが公表している指標“better life index”は、物質的な生活条件(住宅、収入、雇用)と生活の質(共同体、教育、環境、ガバナンス、医療、生活満足度、安全、ワークライフバランス)の計11項目から算出されている。

※ワーケーション:「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、会社員等が、休暇等で滞在している観光地や帰省先等で働くこと。仕事と休暇を両立させる働き方として注目されている。

※AI:人工知能(Artificial Intelligence)の略称。

※Society 5.0:仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

※DX:ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。



5. まちづくりの主要テーマ

主要テーマ1 安心・安全・地域連携

本町の高齢化率は4割を超え、周辺地域と比較しても特に高い状況にある一方で、若年齢・生産年齢の人口は著しく減少していることから、高齢者の健康増進や医療体制の整備、若い世代が安心して子育てのできる環境づくりが求められています。

また、高齢者、障がい者、児童等の各種福祉事業に関わる団体の他職種連携による体制づくりや役割分担を行い、地域で支えあうことで、マンパワー不足の解消を図ることも重要です。

さらに、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、地震・豪雨等の災害の頻発・激甚化が起きており、町民の安心・安全を守るための取組の重要性が高まっています。

主要テーマ2 移住定住・町の魅力づくり

都市部に人材が流出するのを防ぎ、地域の活性化を担う若者を町に呼び込むためには、手厚い移住・定住サポートや魅力のあるまちづくりを推進していくことが求められます。本町は、空き家バンク制度を導入し、都市部からの移住・定住促進を行っており、制度利用の促進へ向けた取組をより積極的に行っていくことが課題となっています。

また、移住・定住施策を進めていくには、移住・定住者が居住する場の整備が必要です。本町では空き家の活用に関する取組のほか、住宅用宅地造成等のハード整備を行っており、今後も引き続き住宅地整備を進めるとともに、移住希望者への支援の充実が必要です。

本町には、豊かな自然環境や温泉、史跡や文化財等の魅力的な資源が豊富にあるものの、その価値を活かしきれていない状況にあります。PR動画投稿やソーシャルネットワーク、ホームページ等の普及力のあるインターネットを今以上に積極的に活用して、本町のよさを多くの人に認知してもらうことが重要です。

主要テーマ3 農林水産業、商工業振興・企業誘致・雇用創出

本町の産業は、人口減少や高齢化の影響で、第1次産業、第2次産業、第3次産業いずれも衰退傾向にあります。

農林水産業においては、主要作物である米、なす、みかん等を中心に、生産量を上げる取組が求められるほか、安定して生産できるよう基盤整備や充実した設備の導入が重要です。また、農産物の販路拡大を推進する等、攻めの農業への転換を図ることが求められます。

商工業においては、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、事業所数・従業者数ともに減少傾向にあることから、事業所数の維持、雇用の場の確保に取り組むことが必要です。

企業誘致においては、本町の自然豊かな環境を活かし、空き家を利活用した「サテライトオフィス※」を取り入れる等により、近年需要が高まっているIT企業の誘致を行い、農林業だけに依存しない新産業の推進が必要です。

※サテライトオフィス：企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのことで、勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィス。本拠を中心としてみた時に、惑星を周回する衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。

主要テーマ4 文化教育・人材育成

本町は、金栗四三氏をはじめとした著名なアスリートを多数輩出しており、そのような日本や世界を舞台に活躍する人材を育成するためには、充実した教育環境づくりが求められます。その他にも、公民館等での学習講座の開催や町民の自主的な活動を支援するための取組を推進し、自ら学ぶことができる環境づくりも必要です。

また、本町は、国指定史跡の江田船山古墳や田中城跡をはじめとする豊富な歴史資源に恵まれており、これら貴重な文化財を保全・活用していくことが求められています。そのためには、町民が本町に誇りを持ち、郷土の歴史や文化の理解を深めていくことが重要です。

主要テーマ5 生活基盤

住みやすい環境整備のためには、交通網・上下水道等のインフラの整備・維持管理を計画的に行うことが求められます。また、本町の主な公共交通移動手段である路線バスの利用者は年々減少傾向にあるため、統廃合を視野に入れた検討が必要となっています。

そのような中で、お出かけ交通「あいのりくん」の運用を開始していますが、今後財政の縮小が懸念される中で、行政の一方的な支援だけでは公共交通の維持は困難であり、「地域が一体となって公共交通を守り育てていく」意識の醸成が必要となります。

また、地域の魅力づくり、活性化の面でも、自然環境の保全は重要です。良好な環境を次世代に引き継いでいくために、自治体や住民団体等が一体となった取組が必要です。

主要テーマ6 協働・行財政運営

アンケート結果においては、本町の地域づくり活動に関して、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」と回答した町民が約3割と多く見られます。そのような中で、新型コロナウイルス感染症が流行し、地域活動の中止が余儀なくされる事態となったことで、地域コミュニティの希薄化がさらに進むことが懸念されます。自立的なコミュニティの活性化には町民の積極的な地域活動への参加は不可欠であり、若者や新規移住者が気軽に安心して参加できる環境づくりに努めることが重要であると考えられます。

また、限られた財源の中で、複雑化・多様化する町民ニーズ・行政課題に的確に対応した効率的・効果的な行財政運営を行うために、積極的に行財政改革に取り組むことが必要です。

そして、それらの担い手となる行政職員は、自分の頭で考えて行動できる人材への成長が求められます。自律性を高めるための職員研修を通じて、職員の政策形成能力、問題解決能力を高めることが必要です。





第2次和水町まちづくり総合計画

後期基本計画



施策体系

【将来像】

【基本目標】

【基本施策】

笑顔輝き
魅力あふれる
和水町

1

安心・安全に暮らせるまち
【安心・安全・地域連携】

① 高齢者・障がい者福祉の推進

P.22

② 子育て支援・児童福祉の推進

P.24

③ 医療・保健の充実

P.26

④ 消防・防災、防犯、交通安全の推進

P.28

2

住みとなる魅力のあるまち
【移住定住・町の魅力づくり】

① 移住・定住の促進

P.32

② 住環境整備の促進

P.34

③ 和水のプロモーション・魅力 PR・情報発信

P.36

3

活気あふれる個性豊かなまち
【農林水産業、商工業振興・
企業誘致・雇用創出】

① 農林水産業の振興

P.40

② 商工業・新産業の振興

P.42

③ 観光の振興

P.44

4

未来を担う人が育つまち
【文化教育・人材育成】

① 生きる力の育成と教育環境の充実

P.48

② 特色ある教育の推進

P.50

③ 生涯学習、生涯スポーツの推進

P.52

④ 歴史・文化の継承

P.54

5

便利な生活と豊かな自然が
共存するまち
【生活基盤】

① 道路網の充実、維持

P.58

② 上下水道の整備、維持

P.60

③ 情報通信網の充実

P.62

④ 自然環境・生活環境の保全

P.64

⑤ 公共交通の充実

P.66

6

地域と共に歩む「協働」のまち
【協働・行財政運営】

① 協働のまちづくりの推進

P.70

② 自立した地域運営と地域コミュニティの維持

P.72

③ 公共施設マネジメントの推進

P.74

④ 行財政改革の推進

P.76

【主要施策】

(1) 高齢者支援の充実、(2) 地域支援事業の推進(介護予防・包括支援)、(3) 介護(施設)の充実、
(4) 特別養護老人ホーム「きくすい荘」の建替え、(5) 障がい者支援の充実、(6) 相談体制の強化

(1) 子ども・子育て支援の推進、(2) 多様な保育サービスの充実、(3) 学童保育の充実、(4) 母子保健の向上、
(5) 国際化に向けた英語教育の充実

(1) 健康づくりの推進、(2) 医療サービスの確保

(1) 消防力・地域防災力及び防災基盤の強化、(2) 防犯対策の強化、(3) 交通安全対策の強化

(1) 移住・定住促進、(2) 空き家活用の推進、(3) 結婚支援

(1) 住宅整備の促進、(2) 分譲地の開発支援、(3) 町営住宅の維持

(1) 地域資源を活用した和木町のプロモーションの推進、(2) ふるさと納税の充実

(1) 担い手の育成、(2) 集落営農組織の支援、(3) 農業の振興、(4) 林業の振興、(5) 水産業の振興

(1) 雇用環境の充実、就業機会の確保、(2) なごみブランドの商品開発の推進、(3) 企業誘致の推進

(1) 地域資源を生かした観光イベントの実施、(2) 金栗四三氏「生誕の地」PRの推進、(3) 「なごみ型」グリーンツーリズムの推進、
(4) 広域観光の推進、(5) マスコットキャラクターの活用

(1) 生きて働く確かな学力の育成、(2) 心豊かな人間性の育成、(3) 健康・体力の向上、(4) 教育環境の充実

(1) 小中一貫教育の推進、(2) インクルーシブ教育の推進、(3) コミュニティ・スクールの活用

(1) 地域学校協働本部の充実、(2) 生涯スポーツの推進、(3) 社会体育施設の整備と充実

(1) 歴史的・文化資源の保全と活用、(2) 金栗四三氏関連の遺産の保全・活用

(1) 生活道路の整備の推進、(2) 道路の維持管理、(3) 幹線道路の整備の推進

(1) 水道の更新・整備、(2) 公共下水道の維持・管理及び加入の促進、(3) 浄化槽施設の維持管理の推進

(1) 通信環境の向上、(2) 情報通信機器の充実、(3) ICTを活用した環境整備

(1) 河川環境保全の推進、(2) 環境学習の推進、(3) 地下水保全対策の推進、(4) ごみ減量化とリサイクルの推進、
(5) 不法投棄対策の推進、(6) 和木町斎場の解体

(1) 地域内交通手段の確保、(2) 「おでかけ交通あいのりくん」の拠点拡充や町外への乗り入れ、(3) 「おでかけ交通あいのりくん」の利用登録者数の増加

(1) 町民との協働による魅力づくりの推進、(2) 男女共同参画の推進、(3) 人権教育・啓発活動の推進、(4) 消費者保護の充実

(1) 地域づくり団体等の地域活性化に向けた活動への支援、(2) 地域コミュニティの再生・強化、(3) 行政区への支援

(1) 公共施設の適正規模・再配置の検討、(2) 廃止した公共施設等の有効活用

(1) 財政の健全化、(2) 人材育成、(3) 議会運営と情報公開





基本目標 1

安 心 ・ 安 全 に 暮 ら せ る ま ち

【安心・安全・地域連携】

基本施策

主要施策

① 高齢者・障がい者福祉の推進 P.22

- (1) 高齢者支援の充実
- (2) 地域支援事業の推進
(介護予防・包括支援)
- (3) 介護(施設)の充実
- (4) 特別養護老人ホーム「きくすい荘」の建替え
- (5) 障がい者支援の充実
- (6) 相談体制の強化

② 子育て支援・児童福祉の推進 P.24

- (1) 子ども・子育て支援の推進
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 学童保育の充実
- (4) 母子保健の向上
- (5) 国際化に向けた英語教育の充実

③ 医療・保健の充実 P.26

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 医療サービスの確保

④ 消防・防災、防犯、交通安全の推進 P.28

- (1) 消防力・地域防災力及び防災基盤の強化
- (2) 防犯対策の強化
- (3) 交通安全対策の強化



基本施策① 高齢者・障がい者福祉の推進

(1) 現況・課題

現況	課題
【高齢者福祉】	
本町の総人口は、予測より一年早い平成31(2019)年4月末を境に1万人を割り込み、65歳以上の高齢者割合が増加しています。	高齢者が住み慣れた地域で、心身共に健康で安心した日常を送ることができるよう、地域見守り体制の強化が必要です。
高齢者が増加する中、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、本町独自の地域包括ケアシステム※の構築を進めています。平成29(2017)年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始する等、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。	地域包括ケアシステムの早期実現に向け高齢者が、生涯にわたり心身共に健康でいられるまちづくりが必要です。 また、配食サービスや見守り体制の強化を目的とした緊急通報システム(民間企業への委託)等、本町独自の高齢者施策の推進及び介護保険事業の適切な運営を行うことが求められます。
きくすい荘は、これまで施設サービスや在宅サービス等、町の高齢者福祉の中核を担ってきました。しかしながら、介護保険制度改正により、特別養護老人ホームの運用形態である従来型多床室は、介護報酬単価の引き下げが行われ、経営的に厳しい状況となっています。	きくすい荘の経営健全化に向け、歳入の確保や歳出の削減の取組が求められます。
きくすい荘は、令和4(2022)年6月で開設50年となり、施設の老朽化が進んでおり、耐震2次診断を行った結果、耐震性能を満たしていない施設であることが分かりました。	利用者にとって安心・安全な環境整備を行うため、施設整備検討委員会や議会での検討を経て決定した「建替え」の方針を基に、早急な整備が必要です。
【障がい者福祉】	
障がい者施策の計画的推進を図るため、平成30(2018)年3月に「和水町障がい者計画(第3期)」をはじめとした各種計画を策定しています。	今後も引き続き、障がい福祉サービスを必要としている町民へ向けた周知が必要です。
また、平成28(2016)年に目的に応じた障がい福祉サービスの事業所一覧を掲載した「社会資源マップ」を有明圏域で共同作成しており、令和4(2022)年2月に改訂しています。	
障害者総合支援法※に伴うサービスは、徐々に浸透しており充実してきましたが、それに伴う給付費やサービス量の増加により、財源や人的資源に不足が生じています。	今後は必要な人に必要なサービスが適正に提供される仕組みづくりを進めていくことが必要です。

※地域包括ケアシステム：各地域に住んでいる高齢者が、住み慣れた地域(自宅から30分圏内)で自分らしい生活を人生の最期まで持続できるように、介護や医療、さらには住まいや生活支援といった、高齢者を支えるサービスを一体的に提供するシステムのこと。

※障害者総合支援法：「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)		現状値 (2021)		目標値 (2025)
一般介護予防事業の参加者(年間)	766名	⇒	522名	⇒	560名
施設入所者の地域生活への移行者数	0名	⇒	1名	⇒	3名
要支援・要介護認定者数	869名	⇒	841名	⇒	832名

(3) 取組方針

- ◎ 近隣市町と連携を図り、ICT等を活用した認知症高齢者等の見守りを強化します。
高齢者に係る福祉施策と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に推進していくための「第8期 和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、本町独自の地域包括ケアシステムの早期実現を目指しつつ、同計画の後続計画策定及び計画に基づいた取組を推進します。
- ◎ きくすい荘の施設整備については、町の高齢者推計や待機者の減少等を考慮し、定員の見直しを行い、運営の効率化を図ります。
障がい者施策を総合的かつ、計画的に推進するための基本計画である和水町障がい者計画(第3期)等の
- ◎ 計画に基づき、障がい者施策の充実を図り、同計画等の後続計画策定及び、計画に基づいた取組を推進します。

■主要施策

主要施策	概要
高齢者支援の充実	地域の高齢者が気軽に集うことのできる機会や場所の充実を図ります。また、日頃から地域で高齢者を見守るため、町と社会福祉協議会、町内5事業所で「和水町見守りネットワーク」の協定を締結しました。今後は、協定の事業所を増やしていくとともに、ICT※やAI等を活用したシステムの構築を進めます。
地域支援事業の推進 (介護予防・包括支援※)	介護予防及び包括的支援事業等を行うことにより、可能な限り、地域において自立した日常生活を行うことができるよう支援する地域支援事業を推進します。
介護(施設)の充実	高齢者の方々が在宅で生活することが困難になった時に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者ニーズや施設のサービス形態、定員等の検討を行い、今後も安心して暮らすことのできる環境整備を実施します。
特別養護老人ホーム「きくすい荘」の建替え	きくすい荘の施設整備に当たっては、今後のニーズや対象者数等を勘案し、長期入所サービスの定員を、110人(従来型多床室)から80人(ユニット型個室20人、従来型多床室60人)に、短期入所サービスの定員を、10人から6人に、通所介護(デイ)サービスの定員を、30人から20人に縮小します。
障がい者支援の充実	障がい福祉サービスや関係機関や団体との連携の強化を図ります。
相談体制の強化	相談員による地域住民の不安や悩みの相談受付等を行います。



※ICT:「情報通信技術」(Information and Communication Technology)の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していること等から、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

※包括支援:地域の発展や成長、あるいは復興等を促すために様々な方面から援助すること、またその活動。



基本施策② 子育て支援・児童福祉の推進

(1) 現況・課題

現況	課題
本町では、特別保育事業※を実施しています。保護者の多様なニーズに対応できるよう事業を継続するとともに、保育士等の専門職の質の向上に努めています。	引き続き、各園において、左記のような特別保育事業を実施し、保育ニーズに応えることが必要です。
地域子育て支援拠点※については、センター型「ピノッキオ」、ひろば型「子育てひろば」を開設し、新規利用者も増えている状況です。	地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業について、更なる利用者の増加のため、周知を図ることが必要です。
ファミリーサポートセンターについては、平成29(2017)年度から和歌山県社会福祉協議会の運営となり、地域での子育て支援に取り組んでいます。	
放課後児童健全育成事業について、菊水地区は、令和2(2020)年度に、菊水小学校近隣になごみ学童クラブを開設し、菊水地区の小学1年生から小学6年生までの児童を対象に、通年実施しています。三加和地区は、春富保育園とあおば保育園の2か所で実施しています。	放課後児童健全育成事業を実施している各施設において、小学1年生から6年生までの児童を受け入れるための方策を検討し、実施することが必要です。
子育て世帯の経済的支援について、高校生までの医療費無料化、一人目からの出生祝金の支給等を実施しています。	出生祝金については、移住定住につながるような段階的な支給の方法に見直すことが必要です。
虐待防止について、令和2(2020)年度に子育て世代包括支援センターを設置、令和4(2022)年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、妊娠期から社会自立に至るまでの支援ができるような体制を整備しています。また、要対協※の研修等にも参加し、職員の資質の向上に努めています。	子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の周知を図ることが必要です。
幼児英語教育について、将来の国際化社会に対応できる人材を育成するため、令和元(2019)年度から、町内の4つの保育施設と地域子育て支援拠点で実施しています。	引き続き、町内の保育施設と地域子育て支援拠点において英語教育を実施し、小学校での英語教育へつなげます。

※特別保育事業：仕事と子育ての両立を容易にし、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため実施されている保育所事業。延長保育、休日保育等。

※地域子育て支援拠点：公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施。NPO等多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上させるもの。

※要対協：「要保護児童対策地域協議会」の略称。虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的として地方公共団体が設置・運営する組織。平成16年の児童福祉法の改正により、各地で設置が進められた。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)		現状値 (2021)		目標値 (2025)
ファミリーサポートセンター事業における子育て支援件数	0件	⇒	26件	⇒	60件
病後児保育事業利用登録者数(年間)	5人	⇒	24人	⇒	30人

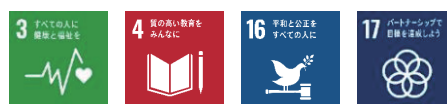
(3) 取組方針

- ◎ 保護者のニーズに対応するために、子育て支援制度の拡充、多様な保育サービスの充実を図ります。
和水町子ども・子育て支援事業計画(第2期)をもとに、子どもだけでなく保護者、家庭への支援も見据え、
- ◎ 保育園のほか、子育て支援団体や福祉団体、医療機関等と連携し、事業の充実と子育て支援体制の構築を図ります。
子育てに悩む親が気軽にいつでも相談できるように、地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点に困難事例に対応できる専門スタッフを配置するとともに、相談者の抱える問題を解決できるように要対協関係機関の連携を強化します。
- ◎ 次世代育成の仕事に携わる保育士、幼稚園教諭、子ども家庭支援員、利用者支援専門員等、子育て支援事業に関わる人材の育成を図るために、専門職としての質の向上を図り、社会的評価を高めながら保育人材を確保していくための取組を行います。
- ◎ 自分とは異なる文化を持った人に親しみをもち、積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、外部講師の協力を得て、未就学児に対して、活きた英語を親しみやすく伝えることができる活動カリキュラム及び教材を提供しながら英語教育を行います。

■主要施策

主要施策	概要
子ども・子育て支援の推進	子育て支援制度の拡充を図ります。
多様な保育サービスの充実	多様な保育サービスの充実を図ります。
学童保育の充実	学童保育の利用者ニーズの把握と環境整備を図ります。
母子保健の向上	子育て相談、乳幼児健診、子ども医療費助成、養育医療費助成等による子どもの健康確保及び推進を図ります。
国際化に向けた英語教育の充実	国際化社会に対応できる人材を育成するために、幼児期から英語教育を実施します。

和水町放課後児童クラブ施設



基本施策③ 医療・保健の充実

(1) 現況・課題

現況	課題
高齢化が進展する中、生活習慣病に起因する病気や介護に伴う社会保障費の増大が懸念されます。 それを踏まえ、平成29(2017)年度に一体的に「健康なごみ21(第二次後期)」、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」、「特定健康診査等実施計画」を策定しました。	各種計画に基づき、今後、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展等の重症化予防を重視した取組を推進することが必要です。
令和3(2021)年度の法定報告をみると、40歳~74歳を対象とした特定健診※受診率、特定保健指導実施率はそれぞれ62.9%、81.2%となっており、国、県と比較して高くなっています。さらに、本町では努力義務となっている若年層19歳から39歳までの町民への健診を実施しています。一方で、特定健診受診者の年齢構成をみると、60歳以上と比べて、男女とも40~60歳までの働き盛りの受診率が低い状況です。	長期的に健康を維持し、また必要な人への保健指導を実施していくことが重要であり、そのためには、若い世代からの健診受診が必要不可欠であるため、若い世代の健診の受診者を増やしていくことが必要です。
本町は国民健康保険と水町立病院を有し、その医療圏域は和水町と南関町が中心です。病床数は91床(一般49床、療養42床)、診療科目は内科、外科、整形外科、小児科、脳神経外科、放射線科、リハビリテーション科で運用しています。 救急医療については、常勤医師4名と非常勤医師で24時間365日の運営体制を維持しており、症状・状態によっては、協定を結ぶ周辺自治体病院への搬送を行っています。	依然として医師確保が困難な状況が続いており、今後、基幹病院等からの積極的な医師派遣を行う等の取組が求められます。 また、医師の働き方改革への対応等、地域医療を確保するため体制づくりが求められています。
町立病院の経常収支は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入院、外来収益が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金等の活用により、病院経営への影響を最小限に抑えることができ、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度は黒字決算となっています。	今後も回復期及び慢性期患者への医療提供を基本に経営強化を図り、医療の質の向上と地域住民の健康保持・増進を目指すことが求められています。
令和2(2020)年度からの本町の後期高齢者医療において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業を進めています。	75歳以上の後期高齢者に対しても、国民健康保険から健診受診や保健指導を継続することで、健康寿命の延伸と医療費抑制を図ります。

※特定健診:日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行うこと。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)	現状値 (2021)	目標値 (2025)
特定保健指導実施率(年間)	91.7%	⇒ 81.2%	⇒ 90.0%
特定健診受診率(年間)	62.5%	⇒ 62.9%	⇒ 65.0%

(3) 取組方針

- ◎ 平成29(2017)年度に一体的に策定した「健康なごみ21(第二次後期)」、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」、「特定健康診査等実施計画」を踏まえ、保健事業と健康増進事業の連携を図ります。
- ◎ 特定健診未受診者への家庭訪問を行い、受診勧奨により健診の機会を提供し、保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症予防、重症化予防に繋がります。
- ◎ 保健指導対象者を明確にするため、健康受診把握台帳や保健指導台帳を作成し、地区担当保健師、栄養士等による保健指導の充実を図り、医療費の抑制に努めます。また、母子手帳交付の機会を利用し、妊婦からの生活習慣病予防に繋がる保健指導を行いつつ、その他のライフステージに応じた保健事業を実施します。
- ◎ 町民が安心・安全かつ健康的な生活を送ることができるよう、各種保健制度や医療制度の周知活動を行うとともに、町内外の医療機関等と連携し、地域医療体制の強化を図ります。
- ◎ 本町の地域医療サービスを担う町立病院として経営の強化を図り、町立病院の改革を進めるとともに、医療従事者の育成・確保のための取組を進めます。
- ◎ 通院困難な患者には、訪問診療・訪問看護等の在宅医療を行い、住み慣れた住まいで自分らしく暮らせるよう支援します。

■主要施策

主要施策	概要
健康づくりの推進	地域の健康課題・社会資源の把握、生活環境の確保、評価結果の町民への公開、社会参加の機会の確保を行います。また、生活習慣病等を予防するために他課等と連携しながら、周知活動を進めます。 地域における医療・保健等の専門職の地区分担制を導入することで、地域全体での健康づくり体制を強化します。
医療サービスの確保	町民が安心して健康診断や医療行為を受診することができるよう、町立病院や健診機関、理学療法士等と連携した地域医療サービスを強化します。また、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活かしていくために病院間の役割分担と医師派遣等による連携強化に主眼をおいた「機能分化・連携強化」を図ります。

和水町立病院



基本施策④ 消防・防災、防犯、交通安全の推進

(1) 現況・課題

現況	課題
【消防】	
本町の消防団は、令和4(2022)年現在7分団23部構成となっており、団員432名で消防団活動等を行っています。団員数は、年々減少が進んでおり、条例定数である500名を大きく下回っている状況です。	新規消防団員の確保が難しくなっているという問題もあるため、部の統合や条例定数の見直しが必要です。
常備消防は、有明広域行政事務組合消防本部を中心に2つの分署があります。	
消防設備については、耐震性貯水槽を毎年度2基の整備を進め、既存貯水槽の修繕等もあわせて行っています。また、消防積載車等の更新も計画的に行っています。	消防積載車等の配置及び廃車等について検討することが必要です。
【防災・防犯】	
「平成28(2016)年熊本地震」や令和2(2020)年7月豪雨等の大規模災害が起きていることから、本町では、防災行政無線や町広報車巡回、緊急速報(エリア)メール、熊本県防災情報メールサービス等を通して、町民に迅速かつ的確に情報伝達しています。また、自主防災組織が66箇所で結成、組織率は100%となっています。	現在の防災行政無線システムが10年以上経過しているため、設備の更新時期にきています。 自主防災組織の地区防災計画の策定が必要です。
防犯については、平成26(2014)年度に町内全ての防犯灯のLED化が完了しています。各行政区の管理による防犯灯設置整備に対しては補助を行っています。また、毎年10月から3月の週1回、町職員と地域警察連絡部会員とで青色防犯パトロールを実施しており、地域の自主的な防犯活動の推進と防犯意識の高揚に取り組んでいます。	今後も取組を継続していくとともに、防犯意識高揚のための新たな取組が求められます。
【交通安全】	
交通安全については、各区長からの要望に応じて、交通安全施設(カーブミラー・ガードレール等)の整備・更新・修繕等を進めています。また、年2回の全国交通安全運動時に、交通安全対策会議や街頭指導、キャンペーン等を通じて交通安全意識の啓発に取り組んでいます。さらに、町交通指導員による町の行事等での交通整理や、毎月2回の街頭指導を実施しています。	今後も取組を継続していくとともに、交通安全意識啓発のための新たな取組が求められます。
平成24(2012)年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24(2012)年8月に関係機関と連携して各小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容を協議してきました。また、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「和水町通学路交通安全プログラム」を策定しました。	今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることが求められます。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)		現状値 (2021)		目標値 (2025)
火災発生件数(年間)	9件	⇒	17件	⇒	5件
交通事故発生件数(年間)	36件	⇒	14件	⇒	10件

(3) 取組方針

- 火災の発生を予防し、被害を最小限に抑えるため、消防団や自主防災組織との連携を密にして、火災予防運動や防火思想の普及に努めます。
- 町民が安心して暮らすことのできる環境づくりのために、減災を基本とした防災体制の強化を推進するとともに、消防力・地域防災力の充実等消防体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを目指します。
- 防犯に関しては、各行政区の管理による防犯灯の設置を推進します。また、防犯カメラの設置についても検討していきます。
- 交通安全に関しては、交通事故防止のため交通安全の意識啓発活動を積極的に進めるとともに、交通安全施設の整備・更新・修繕を計画的に行います。

■主要施策

主要施策	概要
消防力・地域防災力及び 防災基盤の強化	和水町国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりの体制強化に取り組みます。 消防団員の確保につとめ、活動に必要な設備等の整備を推進し、消防力の強化を促進します。 町総合防災マップ等を活用した防災訓練や講習会等の知識を深められる場を設け、自主防災組織の活動を支援します。 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設と連携し、避難確保計画の作成や災害発生に備えた訓練の実施を支援していくとともに、災害時に、要配慮者が避難所に安心して入れるよう体制を整備します。 防災行政無線システムの整備を行い、町民に対して的確適正な情報を発信します。
防犯対策の強化	週1回の町職員と地域警察連絡部会員による青色防犯パトロールを継続的に実施します。また、各行政区の防犯灯設置に対する補助を行います。 防犯カメラの設置補助に対する検討を進めていきます。
交通安全対策の強化	本町交通指導員による町の行事等での交通整理や毎月2回の街頭指導を継続的に実施します。また、年2回の全国交通安全運動時に交通安全対策会議、街頭指導、キャンペーン等を実施します。 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備・更新・修繕を計画的に進めます。





基本目標 2

住みたくなる魅力のあるまち

【移住定住・町の魅力づくり】

基本施策

主要施策

① 移住・定住の促進

P.32

(1) 移住・定住促進

(2) 空き家活用の推進

(3) 結婚支援

② 住環境整備の促進

P.34

(1) 住宅整備の促進

(2) 分譲地の開発支援

(3) 町営住宅の維持

③ 和水のプロモーション・魅力PR・情報発信 P.36

(1) 地域資源を活用した和 water 町のプロモーションの推進

(2) ふるさと納税の充実



基本施策① 移住・定住の促進

(1) 現況・課題

現況

本町の人口は、平成27(2015)年国勢調査では10,191人でしたが、令和2(2020)年国勢調査では9,342人と5年間で849人(8.3%)減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成30(2018)年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」に準拠した国提供の人口推計によると、2025年には9,051人と予測されています。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、都会から地方への移住希望者が増加してきています。

しかし、都市部においては、まだまだ本町の認知度は低い現状にあります。

本町では空き家バンク制度を活用し、空き家登録物件を移住希望者に情報提供し、移住への相談を受け付けています。

有明広域行政事務組合と連携し、結婚活動の支援を実施しています。

課題

少子高齢化が深刻となっている状況の中で、中山間地域である本町への移住・定住の流れを加速化させていくために、本町で取り組むべき施策、地方移住を実現するために必要な取組とは何なのかを考えて実行していく必要があります。

都市部において本町の認知度が低いことから、熊本県が都市部で開催する移住相談会等に積極的に参加し本町の生活環境等をPRしていくことが重要です。

また、移住定住支援センターにおいて、移住希望者の相談窓口として、支援を充実させることが必要です。

本町の空き家登録物件が不足していることから、空き家バンクへの登録促進に向けた取組を積極的に行っていく必要があります。

結婚に対する様々な価値観を認めつつ、長期的な視点に立った少子化対策として、結婚の機運の醸成が必要です。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)		現状値 (2021)		目標値 (2025)
移住相談件数(年間)	10件	⇒	16件	⇒	30件
空き家登録物件数(年間)	10件	⇒	13件	⇒	20件
空き家バンク成約数(年間)	20件	⇒	11件	⇒	20件
結婚活動支援事業活動者数(年間)	30人	⇒	32人	⇒	45人

(3) 取組方針

- 関係機関と連携し、オンラインによる移住セミナー、相談会の開催や参加しやすい環境づくりにより、移住者の具体的なニーズを把握し、対応します。
- 本町で活動する地域おこし協力隊と、任期を満了し、本町に定住した協力隊経験者の客観的な意見を参考に、移住希望者の視点に立って移住・定住促進事業に取り組みます。
- 移住希望者が必要な時に必要な情報を入手できるよう、SNS等を活用し、本町の魅力とともに移住・定住に関する補助制度や空き家バンク等の情報を発信します。
- 有明広域行政事務組合と連携し、結婚に対する機運の醸成を図るとともに、男女の出会いの場の提供等を通じ、結婚を支援します。

■主要施策

主要施策	概要
移住・定住促進	都市圏(東京や熊本県等)で開催する移住・定住に関するイベントに積極的に参加します。特に、本町の魅力を効果的に伝えることのできる資源(自然、観光、農林水産物資源、町内企業等)やツール(PR動画やパンフレット)を活用したプロモーション活動を行い、移住定住を促進します。
空き家活用の推進	町内に空き家を所有し、賃貸・売買を希望する町民へ空き家バンク制度の周知を図り、現在不足している空き家登録物件数の確保を行います。また、移住・定住希望者に対しては、空き家情報の積極的な発信や相談窓口や支援制度の充実を図ります。
結婚支援	有明広域行政事務組合と連携し開催する婚活イベントについて、イベント内容を提案し、魅力ある出会いの場を創出します。

移住定住支援センター



基本施策② 住環境整備の促進

(1) 現況・課題

現況	課題
老朽化した木造住宅の増加や、コミュニティ住宅※・道路・公園等の公共施設の整備が進んでいない地域では、居住環境の悪化や防災性の低下が懸念されています。	住宅の耐震改修をはじめとする良質な住宅の供給に向けた取組や、住環境整備事業を促進していくことが求められます。 また、移住・定住者が居住する場の整備を進めていくことが求められています。空き家活用に関する取組のほか、住宅用宅地造成等の基盤整備を、民間事業者の活力を導入しながら行うことで、魅力ある住宅地整備を進めていく必要があります。
また、本町に6カ所ある町営住宅については、旧耐震基準の建物や、築30年以上の老朽化している建物が多い状況です。	町営住宅長寿命化計画に基づき修繕や改修、建替え等を計画的に進めていく必要があります。

※コミュニティ住宅：ルームシェアやシェアハウスとは違い、住人同士や地域住民との交流を積極的に取り入れることを目的とした居住形態のこと。
住人同士が気軽に触れ合えるような共有スペースを敷地内に設けたり、仲間意識を持てるようなイベントを行ったりとコミュニティ形成を重視した物件のこと。